

第22期第7回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和4年2月28日(月) 14:30～

場 所 相馬会場(主会場)

相馬双葉漁業協同組合2階大会議室

(相馬市尾浜字追川196)

いわき会場(副会場)

福島県水産会館研修室

(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

(1) 議案

議案第1号 福島県資源管理方針の変更について(諮問・答申)

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について(諮問・答申)

(2) 報告事項

ア 令和4年度福島海区漁業調整委員会関連行事予定について

イ 漁業権に係る資源管理状況等の報告の訂正について

6 閉 会

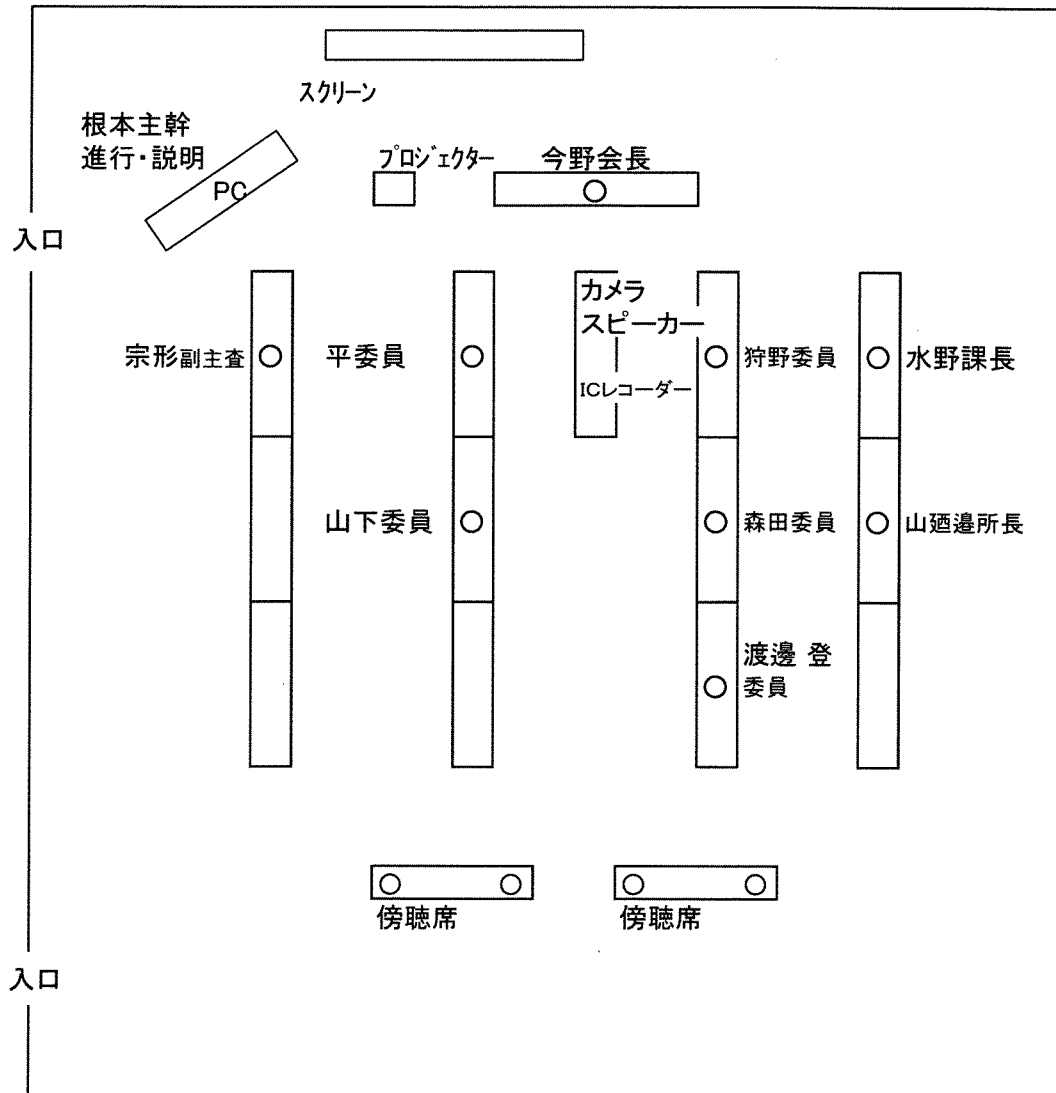
第22期第7回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 : 令和4年2月28日(月) 14:30~

場 所 : 相馬会場 (相馬双葉漁業協同組合2階大会議室)
いわき会場 (福島県水産会館1階研修室)

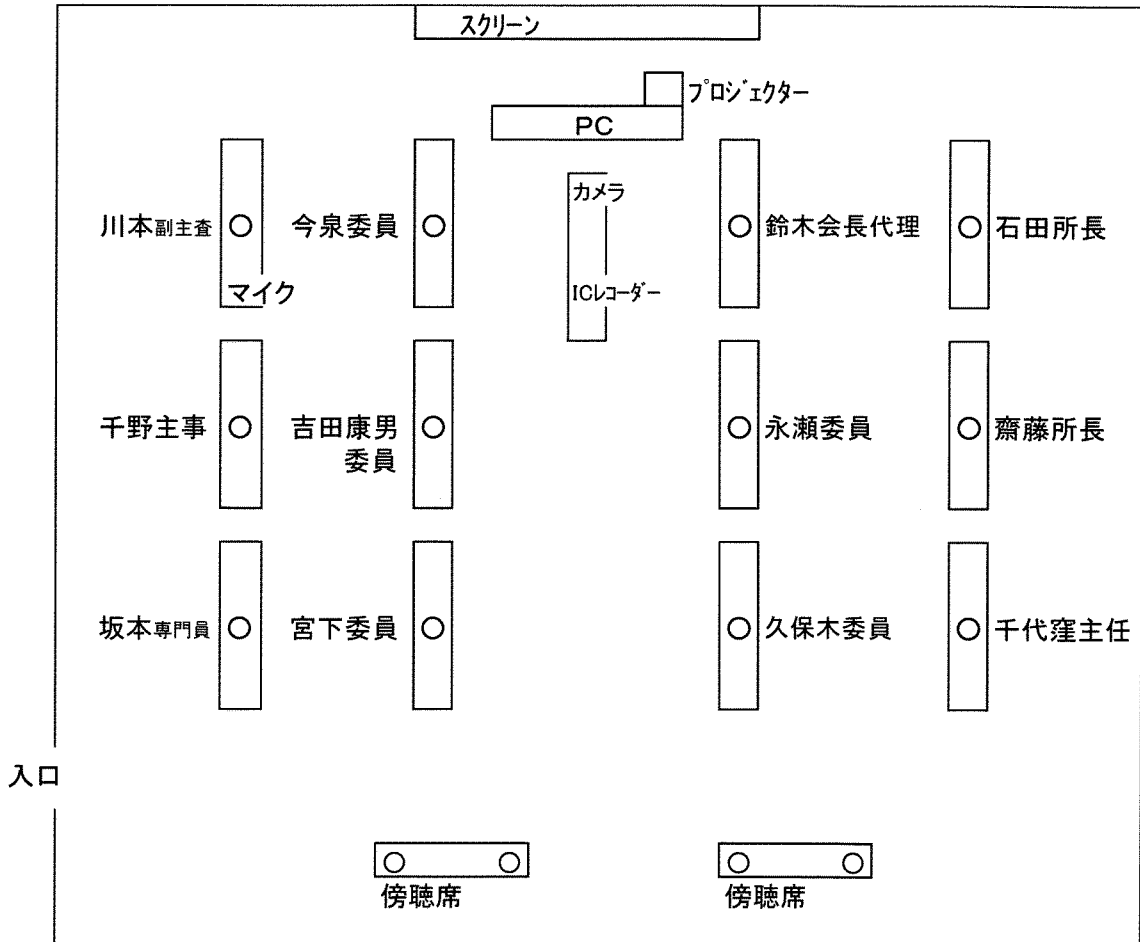
海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者 (会長)	今野 智光	相馬	水産課長 (併) 海区事務局長	水野 拓治	相馬
学識経験 (会長代理)	鈴木 哲二	いわき	水産課主任主査	早乙女忠弘	WEB
漁業者	今泉 浩一	いわき	水産課技師	森口隆大	WEB
漁業者	狩野 一男	相馬	水産事務所長	石田 敏則	いわき
漁業者	平 仁一	相馬	水産事務所主任主査	千代窪 孝志	いわき
漁業者	永瀬 哲浩	いわき	水産海洋研究 センター所長	齋藤 健	いわき
漁業者	森田 政利	相馬	水産資源研究所長	山廻邊 昭文	相馬
漁業者	山下 博行	相馬	〃 主幹 (業務担当)	根本 芳春	相馬
漁業者	吉田 康男	いわき	〃 副主査	宗形 莉苗	相馬
漁業者	渡邊 登	相馬	〃 副主査	川本 和宏	いわき
学識経験	川邊 みどり	WEB	〃 主 事	千野 力	いわき
学識経験	久保木 幸子	いわき	〃 専門員	坂本 純一	いわき
学識経験	渡邊 千夏子	WEB			
中立	宮下 朋子	いわき			

相馬会場：相馬双葉漁業協同組合2階大会議室



第22期第7回福島海区漁業調整委員会 席次

いわき会場：福島県水産会館1階研修室





議案第 1号

3生流第4279号
令和4年2月15日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 様

福島県知事

福島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき福島県資源管理方針（以下、方針）を別紙1のとおり変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

なお、変更の概要につきましては別紙2のとおりです。

（事務担当 農林水産部水産課 技師 森口隆大 電話 024-521-7376）

福島県資源管理方針

令和4年3月

福島県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

福島県知事 内堀 雅雄

令和2年12月1日

改正 令和3年 7月1日

改正 令和4年 3月 日

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、東北地方太平洋沖地震の前年である平成22年の海面漁業生産量では7万9千トンで全国16位、生産額は182億円で全国17位と全国的には中位に位置していた。震災の影響により沿岸漁業が操業自粛を余儀なくされたが、漁業再開に向け、福島県漁業協同組合連合会は平成24年6月から小規模な操業と販売を行う試験操業を開始した。試験操業は、徐々に対象種・海域等を拡大し、震災前に行っていたほぼ全ての漁業種類が操業可能となり、出荷先や市場での一定の評価を得るなど、その目的が達成されたことから、令和3年3月で終了し、令和3年4月から本格的な操業に向けた取組へと移行した。令和元年の生産量は6.9万トンで全国14位、生産額は87億円で全国34位となっている。また、平成30年における漁業就業者数は、約1.1千人であり、産地魚市場を有する沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源

ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
 - (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
 - (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。
- 2 資源管理の進め方
新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。
 - 3 遊漁者に対する指導
遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第 7 福島県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第 8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針、特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 くらまぐろ（小型魚）」から「別紙 1-6 するめいか」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源
くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ(小型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ(小型魚)漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源
くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 9 1 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業(漁業法第 57 条第 1 項及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項第 2 号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)、沿岸流し網漁業(福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 5 号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。)、小型定置網漁業(福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 11 号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。)、固定式さし網漁業(福島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 8 号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。)及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福島県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位: 隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源
するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福島県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を福島県するめいか漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

福島県資源管理方針新旧対照表

新	旧
<p>福島県資源管理方針</p> <p>令和4年3月</p> <p><u>福島県資源管理方針</u></p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>福島県知事 内堀 雅雄</p> <p>令和2年12月1日</p> <p>改正 令和3年 7月1日</p> <p>改正 令和4年 3月 日</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、東北地方太平洋沖地震の前年である平成22年の海面漁業生産量は7万9千トンで全国16位、生産額は182億円で全国17位と全国的には中位に位置していた。震災の影響により沿岸漁業が操業自粛を余儀なくされたが、漁業再開に向け、福島県漁業協同組合連合会は</p>	<p>福島県資源管理方針</p> <p>令和3年7月</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和3年7月1日</p> <p>福島県知事 内堀 雅雄</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、東北地方太平洋沖地震の前年である平成22年の海面漁業生産量は7万9千トンで全国16位、生産額は182億円で全国17位と全国的には中位に位置していた。震災の影響により沿岸漁業が操業自粛を余儀なくされたが、漁業再開に向け、福島県漁業協同組合連合会は</p>

平成 24 年 6 月から小規模な操業と販売を行う試験操業を開始した。試験操業は、徐々に対象種・海域等を拡大し、震災前に行っていたほぼ全ての漁業種類が操業可能となり、出荷先や市場での一定の評価を得るなど、その目的が達成されたことから、令和 3 年 3 月で終了し、令和 3 年 4 月から本格的な操業に向けた取組へと移行した。令和 3 年の生産量は 6.9 万トンで全国 14 位、生産額は 87 億円で全国 34 位となっている。また、平成 30 年における漁業就業者数は、約 1.1 千人であり、産地魚市場を有する沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2～第 7 略

第 8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針、特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 くるまぐる（小型魚）」から「別紙 1-6 するめいか」までに、それぞれ定めるものとする。

平成 24 年 6 月から小規模な操業と販売を行う試験操業を開始し、

平成 30 年の生産量は 5 万トンで全国 22 位、生産額は 97 億円で全国 33 位となっている。また、平成 30 年における漁業就業者数は、約 1.1 千人であり、産地魚市場を有する沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2～第 7 略

第 8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針、特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 くるまぐる（小型魚）」から「別紙 1-5 まさば及びびごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

<p>(別紙「1-1」) 第1～第2 1 (1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②)に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)</p> <p>第3～第5 略</p> <p>(別紙「1-2」) 第1～第2 1 (1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量</p>	<p>(別紙「1-1」) 第1～第2 1 (1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②)に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3～第5 略</p> <p>(別紙「1-2」) 第1～第2 1 (1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量</p>
---	---

<p>の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②)に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)</p>	<p>の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②)に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p>
<p>第3～第5 略</p> <p>第3～第5 略</p> <p>(別紙「1-3」)～(別紙「1-5」) 略</p> <p>(別紙1-6)</p> <p>第1 特定水産資源 するめいか</p>	<p>第3～第5 略</p> <p>(別紙「1-3」)～(別紙「1-5」) 略</p>

<p>第2 <u>知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u> <u>福島県するめいか漁業</u></p> <p>(1) <u>当該知事管理区分を構成する事項</u></p> <p>① <u>水域</u></p> <p>② <u>対象とする漁業</u> <u>②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域</u></p> <p>② <u>対象とする漁業</u> <u>小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業</u> <u>及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業</u></p> <p>③ <u>漁獲可能期間</u> <u>周年</u></p> <p>(2) <u>漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のおりとする。</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで</u></p> <p>第3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を福島県するめいか漁業に配分する</u></p>	
--	--

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式し網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位：隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式し網漁業	142,800 隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

福島県資源管理方針の変更の概要

- 1 概要：福島県の漁業状況の変化に伴い時点修正する。
令和3年10月25日付けで資源管理基本方針が一部改正（くろまぐろ（小型魚）（大型魚）の漁獲量等の報告期限の一部改正）となったことを受け、福島県資源管理方針を一部改正する。
特定水産資源のうち、するめいかについて国から県に対し、漁獲可能量の配分が見込まれることとなったことを受け、令和4管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するため、県資源管理方針に新たに魚種を追加する。
- 2 根拠法令等：漁業法第14条第9項（県資源管理方針の変更）
漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：「くろまぐろ」について資源管理基本方針に即した記載へ変更する。特定水産資源である「するめいか」の令和4管理年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）当初配分数量について、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めることとなるが、その範囲内において、知事が策定する県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 策定の内容：(1) 第1「資源管理に関する基本的な事項」の記載内容について現在の漁業状況に併せて時点修正する。
(2) 別紙1-1（くろまぐろ小型魚）、別紙1-2（くろまぐろ大型魚）第2の1の（2）の漁獲量等の報告期限の記載を変更する。
(3) 県資源管理方針に「するめいか」の資源管理方針を別紙1-6として新たに追加する。
(4) 農林水産大臣の策定数量「現行水準」に基づき、「するめいか 現行水準」とする。

5 海区諮問：令和4年2月28日開催

第22期第7回福島海区漁業調整委員会で諮問

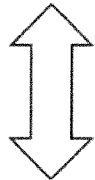
(経過及び今後のスケジュール)

- 2月中旬 農林水産大臣から都道府県知事へ漁獲可能量通知
- 2月28日 第22期第7回福島海区漁業調整委員会へ諮問・答申
- 3月上旬 農林水産大臣へ県方針の変更承認申請及び知事管理漁獲可能量決定の承認申請
- 3月中旬 農林水産大臣から県方針変更の承認及び知事管理漁獲可能量決定の承認の通知
- 3月29日 県報登載、県下関係団体へ周知

改正漁業法（令和2年12月1日施行）

※以下、法

国：資源管理基本方針（法第11条）



国に準拠し定める

県：資源管理方針（法第14条）

（盛り込まれる内容）

- ・ 資源管理に関する基本的な事項
- ・ 特定水産資源ごとの管理区分
- ・ 特定水産資源ごとの漁獲可能量
- ・ 漁獲量の管理手法
- ・ 漁獲量以外の管理手法
（例）漁獲努力量（漁船の隻数・操業日数制限等）

特定水産資源とは

国及び都道府県における重要種で、漁獲量の制限を設けているもの

（改正漁業法施行時の対象種）

くろまぐろ、さんま、まあじ、まいわし、すけとうだら、さば類（まさば・ごまさば）、するめいか、ずわいがに

- ・ 特定水産資源の漁獲量報告義務
- ・ 方針に基づき資源管理を行う者（資源管理協定を締結）に対し、所得補償制度等の支援あり
⇒いずれも現状どおりの措置

○県資源管理方針において現行水準となる管理区分の漁獲努力量の設定について

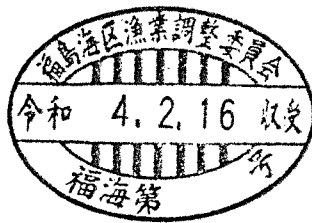
令和4年2月9日
福島県水産課

1. 背景	① 漁業法改正に伴い制定する県資源管理方針において、特定水産資源のうち数量明示がなく現行水準管理となる魚種については、漁獲可能量以外の管理手法として漁獲努力量を設定しなければならない。
	② 沿岸漁業は操業自粛下であったが、今後、操業の拡大に伴う水揚げ量の増加が見込まれる。
2. 方法	① 現行水準管理となる特定水産資源はさんま、まあじ、まいわし、まさば及びごまば、するめいかの5種となり、本県における知事許可漁業のうち本種を漁獲しうる漁業種類として、小型底びき網、沿岸流し網、小型定置網及び固定式さし網漁業を選定した。
	② 直近（震災後）の漁獲実績は試験操業によるものであり、本県における本来の漁業実態や規模を示すものではないため、震災前における各漁業種類の漁業許可件数を用いた。（参考資料：平成20～22年までの福島県水産要覧）
	③ 各漁業種類における漁期を震災前の実態に応じ設定した。（参考資料：平成20～22年 福島県海面漁業漁獲高統計「漁業種類別・月別数量」）1か月の日数は市場稼働日（日祝日を除く平日、土曜日）として25日と設定した*。

3. 結果	漁業許可件数（件）				震災前3年最大値	漁期（日）	漁期設定の理由	設定隻日	参考 R2	
	H20	H21	H22	漁業許可件数					隻日試算	
小型機船底びき網漁業	21	20	20	20 ^{※2}	250	10か月（7、8月を除く）	5,000	20	5,000	
沿岸流し網漁業	297	292	292	297	300	盛期は6～11月だが、H22はほぼ周年水揚げがあったため12か月とする。	89,100	192	57,600	
小型定置網漁業	4	3	3	4	225	盛期は10、11月のサケ。震災前は4～12月に水揚げがあったため9か月とする。	900	0	0	
固定式さし網	476	463	463	476	300	周年（12か月）	142,800	327	98,100	

*1 か月の日数計算：R3～R8年の平均日祝日数68.2日 365日-68.2日/12か月=24.7日≒25日

※2 最大値は21だが、現告示枠と同じとした。

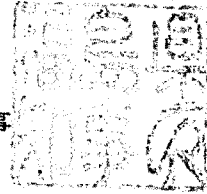


議案第 2号

3 生流第 4274 号
令和 4 年 2 月 15 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、するめいかに関する令和四管理年度における数量を次のように定めたので、次のとおり公表する。

令和四年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

令和四管理年度（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。）における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量

- 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 二 知事管理区分に配分する数量
全量を福島県するめいか漁業に配分する。



3水管第2777号
令和4年2月15日

福島県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量(トン)	基本シェア(%)	現行水準の場合の目安数量(トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.00%	50トン未満

(注記) 基本シェアの算定期間(するめいか:平成30年から令和2年、その他:平成29年から令和元年)の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない

令和4年度福島海区漁業調整委員会関連行事予定

月	行 事 名	開催場所
4	<input type="checkbox"/> 第22期第8回海区漁業調整委員会 ・沖合たこご漁業の許可の制限措置等について（諮問・答申）	相馬市
5	<input type="checkbox"/> 第22期第9回海区漁業調整委員会 ・特定水産資源の知事管理漁獲可能量について （まさば・ごまさば、くろまぐろ追加配分）（諮問・答申） ・沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示 ・河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示 ・小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について ◆ 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会、理事会（会長出席） ◆ 全国海区漁業調整委員会事務局長会議（事務局長出席）	いわき市 宮城県 岡山県
6	◆ 全国海区漁業調整委員会 国等への要望活動（会長出席）	東京都
10	<input type="checkbox"/> 第22期第10回海区漁業調整委員会 ・特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（まあじ、まいわし）（諮問・答申） ・水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の変更について（諮問・答申） ・ひらめの採捕制限に関する委員会指示 ・漁業生産力の発展に関する計画及び点検結果について ・海区漁場計画の素案について ◆ 全国海区漁業調整委員会連合会・東日本ブロック会議 ◇ 海区漁業調整委員会事務局職員研修会及び都道府県漁業調整担当者会議	福島市 神奈川県 三重県
12	<input type="radio"/> 宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会 <input checked="" type="radio"/> 太平洋広域漁業調整委員会・太平洋北部会	宮城県 東京都
1	<input type="checkbox"/> 第22期第11回海区漁業調整委員会 ・福島県資源管理方針の変更について（くろまぐろ、するめいか）（諮問・答申） ・特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（くろまぐろ、するめいか）（諮問・答申） ・海区漁場計画の案について（諮問・答申） ・すくい網漁業に関する委員会指示 ・こうなご電気棒受網漁業に関する委員会指示 ・いか釣り漁業に関する委員会指示 ・漁業権に係る資源管理状況等の報告について	相馬市
2	<input type="checkbox"/> 海区漁場計画に関する公聴会（いわき、相双）	いわき市 相馬市
3	<input checked="" type="radio"/> 太平洋広域漁業調整委員会	東京都

漁業権に係る資源管理の状況等の報告（区画漁業権） R4.2.21訂正

報告対象期間：令和2年9月1日～令和3年8月31日

操業実績（人・日）…訂正箇所

漁業権者	免許番号	関係地区	漁業種類	第1種区画漁業				第3種区画漁業			備考
				のり網 ひび式 養殖業	かき 垂下式 養殖業	わかめ 張縄式 養殖業	こんぶ 張縄式 養殖業	かき 養殖業	あさり 養殖業		
相馬双葉漁業協同組合	区第1号	松川浦 (松川)	有資格者数(人)	43		43		43		43	のりについて来年度の確保のため、毎年5月に種場にのり網を移動
			操業実績(人・日)	724					550	あさりの漁場保全のため、ソメタガイを定期的に駆除	
				810冊						あさりの漁場改善のため、耕うん、カキ殻の除去	
	区第2号	松川浦 (和田)	有資格者数(人)	33		33		33		33	のりについて来年度の確保のため、毎年5月に種場にのり網を移動
			操業実績(人・日)	87					210	あさりの漁場保全のため、ソメタガイを定期的に駆除	
				132冊							あさりの漁場改善のため、耕うん、カキ殻の除去
区第3号	松川浦 (岩子)	有資格者数(人)	71		71		71		71	のりについて来年度の確保のため、毎年5月に種場にのり網を移動	
		操業実績(人・日)	1,229						825	あさりの漁場保全のため、ソメタガイを定期的に駆除	
			1,835冊							あさりの漁場改善のため、耕うん、カキ殻の除去	
区第4号	松川浦 (新柏)	有資格者数(人)	11		11		11		11	あさりの漁場保全のため、ソメタガイを定期的に駆除	
		操業実績(人・日)							56	あさりの漁場改善のため、耕うん、カキ殻の除去	
区第5号	松川浦 (全体)	有資格者数(人)	112		112		112		112	のりについて来年度の確保のため、毎年5月に種場にのり網を移動	
		操業実績(人・日)	73						27	あさりの漁場保全のため、ソメタガイを定期的に駆除	
			50冊							あさりの漁場改善のため、耕うん、カキ殻の除去	
区第6号	松川浦 (磯部)	有資格者数(人)	9		9		9		9	あさりの漁場保全のため、ソメタガイを定期的に駆除	
		操業実績(人・日)							31	あさりの漁場改善のため、耕うん、カキ殻の除去	